○国土交通省告示第四百九十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

平岩沢第一

二　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地（明治三十四年内務省告示第百一号で指定した土地の区域を除く。）

愛知県岡崎市宮石町

字平岩　八番

一一番

一三番

ロ　愛知県岡崎市宮石町字平岩の区域内の土地のうち、次の一点から十一点までを順次結んだ線及び一点と十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
一点	北緯三五度〇一分五五秒二一九一	東経一三七度一二分一三秒六四二六
二点	北緯三五度〇一分五五秒三九二八	東経一三七度一二分一三秒九七五七
三点	北緯三五度〇一分五五秒九五六二	東経一三七度一二分一四秒〇五七〇
四点	北緯三五度〇一分五六秒五三七六	東経一三七度一二分一三秒五三八六
五点	北緯三五度〇一分五六秒四九二五	東経一三七度一二分一二秒六九八六
六点	北緯三五度〇一分五六秒六九九七	東経一三七度一二分一二秒七三一九
七点	北緯三五度〇一分五六秒七六三七	東経一三七度一二分一二秒七八〇九
八点	北緯三五度〇一分五六秒九一八四	東経一三七度一二分一三秒六四六三
九点	北緯三五度〇一分五六秒〇四六五	東経一三七度一二分一四秒三八九七
十点	北緯三五度〇一分五五秒〇三四九	東経一三七度一二分一四秒三一二三
十一点	北緯三五度〇一分五五秒〇七八四	東経一三七度一二分一三秒九三七二

○国土交通省告示第四百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

仲郷下一号沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須郡那珂川町小砂

字松並　三一三四番九　一号

地先道路敷

三一三四番九　二号

三一三四番一　三号及び八号から十六号まで

三一三四番七　四号から七号まで

字岩山　三一三三番七　十七号から二十三号まで

三一三三番二　二十四号から二十八号まで

三一三三番四　二十九号

三一三三番二　三十号

地先道路敷

○国土交通省告示第四百九十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月一日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土居ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県南国市稲生の区域内の土地のうち、次の一点から二十二点までを順次結んだ線及び一点と二十二点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 32′ 46.0948″	133° 37′ 28.5097″
2	33° 32′ 45.6868″	133° 37′ 28.5818″
3	33° 32′ 45.4858″	133° 37′ 28.0077″
4	33° 32′ 45.4077″	133° 37′ 27.9125″
5	33° 32′ 45.1246″	133° 37′ 27.9518″
6	33° 32′ 44.5552″	133° 37′ 28.1675″
7	33° 32′ 44.3072″	133° 37′ 28.2411″
8	33° 32′ 44.1064″	133° 37′ 28.2693″
9	33° 32′ 44.0853″	133° 37′ 28.2299″
10	33° 32′ 44.0372″	133° 37′ 28.1206″
11	33° 32′ 43.9477″	133° 37′ 27.9743″
12	33° 32′ 44.1941″	133° 37′ 28.0071″
13	33° 32′ 44.2676″	133° 37′ 27.9605″
14	33° 32′ 44.4684″	133° 37′ 27.9034″
15	33° 32′ 44.8637″	133° 37′ 27.7977″
16	33° 32′ 45.0536″	133° 37′ 27.7219″
17	33° 32′ 45.4808″	133° 37′ 27.5664″
18	33° 32′ 45.5681″	133° 37′ 27.5698″
19	33° 32′ 45.7453″	133° 37′ 28.1241″
20	33° 32′ 45.7937″	133° 37′ 28.2096″
21	33° 32′ 45.8616″	133° 37′ 28.2619″
22	33° 32′ 46.0491″	133° 37′ 28.2402″

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

十二所谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県長岡郡本山町本山の区域内の土地のうち、次の一点から十六点までを順次結んだ線及び一点と十六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33° 45′ 18.9167″	133° 35′ 24.3477″
2	33° 45′ 18.6203″	133° 35′ 24.4072″
3	33° 45′ 18.2035″	133° 35′ 24.4963″
4	33° 45′ 18.0191″	133° 35′ 24.3700″
5	33° 45′ 17.8921″	133° 35′ 24.2338″
6	33° 45′ 17.7706″	133° 35′ 24.1034″
7	33° 45′ 17.6496″	133° 35′ 23.9225″
8	33° 45′ 17.6334″	133° 35′ 23.5352″
9	33° 45′ 16.0919″	133° 35′ 23.6026″
10	33° 45′ 16.2087″	133° 35′ 22.6710″
11	33° 45′ 17.7824″	133° 35′ 23.1428″
12	33° 45′ 17.9119″	133° 35′ 23.1309″
13	33° 45′ 18.1479″	133° 35′ 23.2070″
14	33° 45′ 18.2898″	133° 35′ 23.6936″
15	33° 45′ 18.9530″	133° 35′ 24.0928″
16	33° 45′ 18.9640″	133° 35′ 24.1580″

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

淋シ谷川（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する道路のうちその接している区間の道路敷

高知県高知市北秦泉寺

字淋シ谷　六一八番二及び六一八番四

字谷ノ内　六七〇番一

六七一番から六七五番まで

ロ　高知県高知市北秦泉寺の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33° 35′ 01.4771″	133° 32′ 16.7187″
2	33° 35′ 02.8464″	133° 32′ 16.3479″
3	33° 35′ 03.0521″	133° 32′ 16.3820″
4	33° 35′ 03.6809″	133° 32′ 15.9865″
5	33° 35′ 03.6494″	133° 32′ 15.3883″
6	33° 35′ 03.8348″	133° 32′ 14.9358″
7	33° 35′ 04.3375″	133° 32′ 14.4992″
8	33° 35′ 04.5176″	133° 32′ 14.4857″
9	33° 35′ 05.3292″	133° 32′ 14.9015″
10	33° 35′ 07.5124″	133° 32′ 14.9809″
11	33° 35′ 09.3936″	133° 32′ 19.9600″
12	33° 35′ 08.4282″	133° 32′ 21.2177″
13	33° 35′ 04.6858″	133° 32′ 19.3274″
14	33° 35′ 01.5212″	133° 32′ 17.1826″